

第3回 奈良県個人情報保護審議会 会議の概要

◇日時

平成12年6月19日（月） 15:00～17:00

◇場所

猿沢荘 会議室

◇議事

- (1) 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針について
- (2) 個人情報の本人収集原則の例外に関する事項について
- (3) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報について
- (4) 個人情報の収集の制限の例外に関する事項について

[議事概要]

(1) 事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針について

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。議論の概要については以下のとおり。

- 個人情報保護基本法大綱案のなかで事業者の遵守事項が中間整理という形で示されたので、この大綱案に盛り込まれている事項は奈良県の指針にも反映すべきではないか。
- 基本法の大綱案は中間整理の段階のものであり、最終的に基本法がどのような内容となるかまた施行時期はいつになるのか分からない。それよりも現段階では、他府県で定められている指針を参考として盛り込むべき事項を検討すべきではないか。
- 基本法も奈良県条例もOECDの8原則を基礎としているので、指針が基本法の考え方と大きく異なることは無いと思われる。
- 指針は、民間事業者が自主的に個人情報の保護措置を講じてもらうためのものなので、できるだけあらゆる事業者が講じることのできるような内容とすべきではないか。
- 指針は、県が事業者に対して指導及び助言する基準にもなるので、あまり抽象的な内容では、指導及び助言が難しくなってしまうのではないか。

(2) 個人情報の本人収集原則の例外に関する事項について

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。議論の概要につ

いては以下のとおり。

- 本人から収集したのでは、情報の客観性や正確性を確保できないような事務は、例外として本人以外からの収集を認めることも必要ではないか。ただし、あまり包括的な収集の例外を認めると、情報の本人が保護されなくなるので具体的な事例をみてさらに検討することとしてはどうか。
- 目的達成に必要な範囲内の収集かどうかの判断は難しい。条例の精神が職員に十分認識されることが必要である。

(3) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報について
事務局から資料について説明した後、議論が行われた。議論の概要については以下のとおり。

- 当該本人が触れられたくないと思っている情報は基本的に収集を制限すべきではないか。
- 個人情報の収集については、目的を達成するために必要な範囲内で収集することが原則である。したがって、収集を制限する個人情報は、県において情報収集することが差別につながるおそれがあるのかという観点から判断すべきではないか。
- 収集を制限するかどうかの検討事項としては、国会決議、EU指令、通産省のガイドラインなどがあるが、他府県の状況等も踏まえて引き続き検討することとしてはどうか。

(4) 個人情報の収集の制限の例外に関する事項について
事務局から資料について説明した後、議論が行われた。議論の概要については以下のとおり。

- 原則として収集を禁止するものであるから、必要不可欠な場合に限って例外として認めるものである。県における具体的な事例をみてさらに検討することとしてはどうか。
- 県が積極的に収集する意図がないのに結果的に収集することになってしまうものは、例外として認めることもやむを得ないのではないか。